

議案第 79 号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 25 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3 年に満たない場合」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。

第 6 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」の次に「（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員に適用する休職の期間を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。